

総務文教常任委員会記録

令和5年12月4日

【開催日】 令和5年12月4日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時25分

【出席委員】

委員長	伊場 勇	副委員長	森山 喜久
委員	大井 淳一朗	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	白井 健一郎
委員	松尾 数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹		
----	-------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総務部長	辻村 征宏
総務部次長兼人事課長	古屋 憲太郎	人事課課長補佐兼人事係長	福田 智之
人事課給与係長	室本 祐		
建設部長兼大学推進室長	大谷 剛士	建設部次長兼大学推進室副室長	高橋 雅彦
大学推進室主査	大坪 政通	大学推進室主任	尼崎 幸太
協創部長	篠原 正裕	協創部次長兼市民活動推進課長	河上 雄治
文化スポーツ推進課長	原田 貴順	文化スポーツ推進課長補佐兼スポーツ振興係長	三浦 裕
文化スポーツ推進課兼文化振興係長	別府 奈緒美		

【事務局出席者】

事務局次長	中村 潤之介	議事係長	山田 寿実子
-------	--------	------	--------

【審査内容】

- 1 議案第75号 山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第76号 山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第77号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病

- 院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第78号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
 - 5 議案第79号 山陽小野田市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
 - 6 議案第91号 公立大学法人山陽小野田市市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更について
 - 7 議案第83号 物品の購入について

午前9時 開会

伊場勇委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。本日の審査日程についてはお手元に配付しておりますとお進めてまいります。まず、議案第75号山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について行います。執行部からの説明を求めます。

辻村総務部長 本日は総務部から5件ほど案件を出させていただいています。慎重審議をよろしくお願ひしたいと思います。それでは担当課長から説明させていただきます。

古屋総務部次長兼人事課長 それでは、議案第75号山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。このたびの組織条例の改正は、大学推進室について薬学部に関連する一連の工事が終わったことから、今後はまちづくりの視点から大学との連携事業や運営の推進を行っていくため、その所管事務を企画部に移管するものです。移管後は企画部企画課大学連携室として、先日発表しました県立厚狭高等学校南校舎跡地への医療保健系の学部の開設やさらなる人的・知的資源の交流、活用なども見据えて、本市のまちづくりの知の拠点である山口東京理科大学の魅力を最大限引き出しながら、今後も様々な関連施策を展開していくものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願ひ

します。

伊場勇委員長 説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

白井健一郎委員 まず、今まで大学推進室に在籍なされて、この市立大学の設立に尽力なされた皆様、本当にありがとうございます。今回の議案は、条例の僅かな文言の、僅かなと言ったら失礼ですけれども、条例の文言の一部改正ということになっております。議案の説明もありましたので、それに関連した質問をさせていただきたいと思っています。まず議案の説明に載っていた、山口東京理科大学の校舎の一部を厚狭高校の南校舎に移すというか、新しく建てるということで、たしか厚狭駅の駅南にも校舎を建てるのではないかという話もあったかと思うんですけれども、そちらのほうの話はどの程度進んでいるのでしょうか。

古川副市長 校舎の駅南への進出というのは、薬学部を新設するときに候補地として上がりました。その土地については、土地開発公社が持っておりますので、購入に資金もかかるということ、それと、当時は工学部と薬学部を一体化するというので、今の大学通のほうがいいということで、そちらに決定いたしました。白井委員が言われた、駅南に理科大の建設工事の話はございません。

白井健一郎委員 分かりました。次に、厚狭高等学校南校舎の跡地に建てる建物に入れる学部に関しては、先ほどの議案説明には、医療保健に関する学部とあります。これはたしか、理学療法士の資格を取られる方々を育成する学部ができると聞いていますけれども、間違いないでしょうか。

伊場勇委員長 白井委員、これは組織の再編に関わる議案でございますので、この前議場で報告があったことについて、あまり深く入り過ぎると本日の議案とは少しずれてしまいますが……（発言する者あり）ちょっと続けさせてください。この議案を見る上で、先ほど理由が御説明されたとお

り、大学推進室についてはもっと広い視点でということで企画課に移すということでございますので、詳し過ぎる答弁はよろしいですが、今白井委員がこの議案について聞きたいということなので答弁いただいてよろしいですか。

古川副市長 まさにこの議案は、今、委員長が言われるとおりでございます。先ほど白井委員が言われた、新しい学部というのは、この10月11日に市長と山口東京理科大学の理事長が記者会見をいたしました。今の段階では、それ以上もそれ以下のものでもございません。まず、厚狭高校の南校舎は候補地ということで、確定したわけではございません。記者会見のときに発表した方向で、今後大学がこの時代に即した情勢に適應できた学科を検討していくということでございます。

白井健一郎委員 私は、大学推進室が一応の役割を終えたということで、この組織条例の改正がなされると思っておりますので、その大学の改編状況が、どの程度進んでいるのかということについて質問しているわけです。先ほど議案の説明にもありましたように、医療保健に関する学部とありましたので、その学部について具体的にもう少し市民に分かりやすいようにということから質問いたしました。今の副市長の答弁で一応納得いたしました。以上です。

伊場勇委員長 この組織の編成について、他にありませんか。

岡山明委員 白井委員から話があったと思うんですけど、令和6年度には工学部医薬工学科、2029年には医療保健学部という組織ができるという状況の中で、今回監理室が入りますよね。今回の編成で大学推進室を監理室に改めるということでしょうか。

伊場勇委員長 もう一度説明していただいてもよろしいですか。参考資料の対照表のところを説明してください。

古屋総務部次長兼人事課長 新旧対照表ですが、まず、改正前のところに「大学推進室」とあります。改正後は少し見にくいですが、「大学推進室」がなくなっています。薬学部に関する一連の工事が終わったということで、今後は企画部に所管を移すということです。条例の改正上、監理室という部分も出てまいります。大学推進室がなくなって、企画部に移管するというごさいます。

伊場勇委員長 分かりましたか。岡山委員。

岡山明委員 議案75号は、この中の第1条に監理室と書いてありますよね。「大学推進室を監理室に改める」という表現があります。

伊場勇委員長 今、条例の1ページ御覧になってますか。岡山委員が言われるのは改正後の左側が、監理室だけになっているじゃないかということですよね。次のページ見られますか。次のページに、企画部の事項が2から11まで書かれています。分かりますか。（うなずく者あり）11番目に「市立大学に関すること」と書いてありますよね。表記の仕方が少し誤解されるかと思いますが、大学推進室がなくなって監理室に集約するわけではなくて、監理室は、そのまま監理室のままです。ただ、その下の大学推進室が企画部の中の一つの課になるよということだということです。

岡山明委員 今回一つの課になるという表現なんですよ。

伊場勇委員長会長 課ではないです。

岡山明委員 どういう表現になるんですか。

伊場勇委員長 事務分掌の一つに加わるということです。

岡山明委員 2029年には学部が増えて、学生が120人増えるということで、市としての組織強化をしないといけないのに、大学推進室がなくなるといことは、その組織自体の考え方として縮小というイメージがあるんです。その辺、大学が拡大している状況の中で、市の組織自体が何か縮小するようなイメージを受けたものですから、その辺はどうかと思っているんです。

古屋総務部次長兼人事課長 大学推進室を独立した室として設置しておりましたのは、薬学部の施設整備を行うためでございます。それが、このたび終わったということで、今後はまちづくりの視点から、大学との連携事業運営推進を行っていかうということで、その所管を企画部に移すということでございます。今言われましたように、今後新しいものを整備していくことになると、実施主体がどちらかということにもなります。そういったことをするときには、必要であれば当然それなりの体制は取っていくようになりますが、今の時点ではまちづくりの視点から進めていくということで、来年度から企画部に所管を移すということです。

辻村総務部長 今岡山委員が言われましたように、大学の規模が大きくなるという点ですけれども、企画課の中に担当係を設けます。そこに人員体制も整備しますので、これまでの大学との連携を含め、これまで大学推進室がやってきた業務をやるということで、規模が大きくなったことへの対応もできているとは思っております。

岡山明委員 今の状況でいくと、市の対応として組織強化は進んでいて、企画部の中に入る。定員にしても市の大学関係の担当の職員も増えるという、強化するという考え方になるんですかね。

辻村総務部長 組織を統合するというか、大学推進室を廃止して企画課に持っていく中で、大学との連携に対応し得る体制は取りたいと考えておりま

す。

大井淳一郎委員 薬学部の関連の工事が一通り終わったということなのですが、まだ周辺のグラウンド工事といったものが残っていると思うんです。組織が変わったことによって、そういった工事関係はどのような体制で担当していくんですか。そこを教えてください。

古屋総務部次長兼人事課長 グラウンドの整備が残っておりましたけども、これは終わったと聞いております。あと駐車場とテニスコートの整備は大学が実施主体となって順調に進んでいるということでございますので、今年度中にはきちんと整備されるということだと思います。

森山喜久副委員長 今後厚狭高校の南校舎に移転していくという予定にはなるんですけど、結局跡地の解体、そして新校舎の設立についてもこの企画課が所管としてやっていくという考えでしょうか。

古川副市長 今回の組織改正は、先ほど総務部長が申しましたように、当時の大学推進室は、あくまでも薬学部の校舎を建て、順調に薬学部を滑り出すということが主眼でした。山口東京理科大学も、平成28年に私立から公立化になって、公立大学としてどのような動きをするか、特に地域貢献をどのようにするかということも、まだまだ暗中模索の中でスタートした中で大学推進室をつかって、薬学部をどのように生かしていくかということにシフトしておったわけです。そうした中で、公立化になって7年、8年になる中で、大学としても地域貢献はもうある程度どういう形で進むかということも熟知してくる中で、今副委員長が言われました、議論になっております新しい学部については、これからは基本的には理科大で考えられるわけでございます。市と理科大の連携は大変密になっておりますので、その辺の協議も当然トップ同士でも進めてまいります。大学をいかに行政とタイアップして動かしていくかということ、今後連携する中で、企画サイドから市としてどのように考えるかという観点

が必要ということで、企画課の中に入れてわけでございます。この企画課の中に入っても、今までの組織体制また大学との連携等については変わりなく、より一層強化されるものと考えております。

伊場勇委員長 新しい部に移って、人員配置的には今と同じ程度のものを考えていらっしゃるんですか。検討中であれば、それでも結構ですがいかがでしょうか。

古屋総務部次長兼人事課長 これは人事異動になりますので、明言を避けたいと思いますが、当然しっかりと業務を回していけるような体制は取っていきます。

伊場勇委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。（「なし」と呼ぶ者ある）討論なしと認めます。これより、議案第75号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決しました。それでは次に移ります。議案第76号。資料は第76号、第77号、第78号が一緒になりますか。資料の説明は一括でしたほうがいいですか。（「どちらでも大丈夫です」と呼ぶ者あり）では1件ずつ行きます。それでは続きまして、議案第76号山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。執行部からの説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第76号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。参考資料を御覧ください。職員の給与は、従来国の給与改正に準じて同様の改正を行っておりますが、今年度は民間給与の水準が公務員を上回ったことから人事院勸

告に基づき、職員の給料及び期末・勤勉手当の引上げを行うものです。資料の①の給料については給料表を1,000円から1万2,000円引き上げるもので若年層ほど改定率は高くなりますが、平均としては1.1%の増額改定となります。また、②ですが、期末手当・勤勉手当についても表にあるとおり12月期分の支給月数をそれぞれ0.05月、合計で0.1月引き上げ、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.5月とするもので、令和6年以降は、6月と12月の支給月数が均等となるように改定を行っております。今回の改正は、令和5年4月1日から適用することになります。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

伊場勇委員長 説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

森山喜久副委員長 給与条例の一部を改正する条例給料表で、1,000円から1万2,000円引き上げると言われたんですけど、具体的に、高卒の初任給、大卒の初任給が幾らから幾らになるのかというのを教えていただきたい。できれば、課長補佐や課長級だったらどれぐらいかというのを教えてもらえますか。

古屋総務部次長兼人事課長 高卒の初任給で、約1万2,000円上がります。大卒については、約1万1,000円上がるということでございます。人事院勧告の影響額だろうと思いますが、一番多い職員で20歳前後の職員ということになり、年収で21万円程度増えるということです。逆に45歳を超えると、大体月の改定が千数百円ぐらいということになりますので、最も少ない職員では年収で約6万円増えるということ、全正規職員を平均すると、約9万8,000円年収が増加するということになります。

森山喜久副委員長 それは今の年収ベースなんで、今回の一時金の引上げ0.1月も含めた状況ということでいいですか。

古屋総務部次長兼人事課長 給与改定と、賞与の増額分も含めたものです。

森山喜久副委員長 再確認になりますが、今回一時金については12月支給分で、6月分のところも遡及して支払うという形で、来年度以降は6月、12月を均等にするということです。参考資料の一番右側にある改正のところで適用されているということによろしいですか。

古屋総務部次長兼人事課長 そうですね、今年度は4月に遡って改定されますので、可決いただきましたら差額という形で払うようになります。来年度については、6月分、12月分が均等になるように改定するということです。

森山喜久副委員長 再任用職員は0.05月と書いてあるんですけど、会計年度任用職員でフルタイムの方はどういうふうになりますか。

古屋総務部次長兼人事課長 会計年度任用職員については期末手当のみの支給ということになりますので、0.05月上がるということになります。

伊場勇委員長 トータルでどれぐらい給与に対しての支出が上がるんでしょうか。

古屋総務部次長兼人事課長 人件費総額ということで、一般会計で言えば、人事院勧告の影響額が約9,400万円ぐらいです。

伊場勇委員長 分かりました。そのほか、質疑はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第76号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

伊場勇委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。次に、議案第77号山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。執行部からの説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 それでは、議案第77号山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての御説明をいたします。参考資料2ページ目の上段の部分を御覧ください。市長等の給与につきましては、国の改正に準じて改正する職員の期末手当勤勉手当と同様の措置を行うもので、職員と同様に0.1月分引き上げるものとし、令和6年度以降は6月と12月の支給月数が均等となるように改定をするものです。今回の改正は令和5年12月に支給する期末手当から適用するものでございます。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

森山喜久副委員長 今この条例に該当する特別職は5人でよろしいんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 「山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例」では、市長、副市長、教育長、水道事業管理者が該当します。病院事業管理者は、別の条例で適用させることとなっております。

森山喜久副委員長 それぞれ二つの条例で5人の方が該当し、5人の方の期末手当等、期末勤勉手当がこのように上がっていくということなんでしょう。以前から特別職で賃金カット、報酬のカットがあったように思っ

いるんですが、それは今あるんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 はい、今は10%カットされています。

大井淳一郎委員 特別職報酬等審議会で話があると思うんですが、その結果によっては、これはベースが変わるだけなので、そういったこともあるということですか。報酬審で10%カットが変動する可能性がありますよね。

古屋総務部次長兼人事課長 今、特別職報酬等審議会を行っているところでございます。答申が出てからということになります。

伊場勇委員長 そのほか、質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第77号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成により本件を可決すべきものと決しました。次に、議案第78号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。執行部からの説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第78号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。参考資料を御覧ください。市議会議員の期末手当につきましては、国会議員に準じて改正しており、今年度国会議員の期末手当が改正されたことから、国に準じて市議会議員の期末手当の支給月数を0.1月引き上げ、年間の支給月数を3.4月とするものです。令和6

年以降は、6月と12月の支給月数が均等となるように改定しています。今回の改正は、令和5年12月に支給する期末手当から適用します。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

大井淳一郎委員 これによって全体の影響額というか、どれぐらい引上げになるか聞きます。

古屋総務部次長兼人事課長 議員で言えば、約4万4,000円の増となります。全体で言えば、計算すれば分かるんですが——議長で言えば約5万5,000円上がるということになります。

白井健一郎委員 この参考資料を見るだけでは分からなかったのですが、この本市議会議員の議員報酬等について、国会議員に準じてとありました。それは法律か条例で定まっているのでしょうか。

古屋総務部次長兼人事課長 「特別職の給与に関する法律」というのがありまして、その中で、国会議員も定められています。その改定に伴うものでございます。

伊場勇委員長 そのほか、ありますか。（発言する者あり）

古屋総務部次長兼人事課長 予算は議会の事務局のほうでということになります。

森山喜久副委員長 80万円から90万円ということですか。

古屋総務部次長兼人事課長 そのぐらいだと思います。正確にお答えしたほうがよろしいですか。（発言する者あり）概算でいえば90数万円だと思います。

います。

伊場勇委員長 そのほか質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第78号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。次、議案第79号山陽小野田市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について審査を行います。執行部からの説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第79号山陽小野田市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についての御説明をいたします。お配りしております参考資料を御覧ください。このたびの条例は新設の条例ということになります。まず自己啓発等休業というのはどういうものかといいますと、大学等課程への履修または国際貢献活動への参加のため一定の期間、休業できる制度ということになります。任命権者は、職員が申請した場合においては、公務に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、休業を承認することができるというものです。この休業自体は地方公務員法の第26条の5で規定されているものです。これは平成19年に規定されたものですが、本市ではニーズがなかったということもありまして、これまで条例化していなかったということです。大体全国の市の条例制定率は約4割と聞いております。現在、本市は人材育成にも力を入れておりますので、その一環といたしまして、資格取得を目指す職員や自己成長のため多様な経験をしたいなど、高い志を持って自己啓発に取り組む職員に対して体制を整えておこうというものです。対象といたしましては正規職員になります。一定の期間というのがありましたが、期間は3年を超えない期間ということになります。

休業すると給料は出なくなってしまう。あと復職時に昇給の調整があるとか、賞与や退職手当の計算について除算期間があるということです。また自己啓発休業を取った職員においては、終了時にきちんと報告していただくというような制度となっております。このような制度を創設することによって職員の自己啓発意識を高め、その取組を後押ししていければと考えているところでございます。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

大井淳一郎委員 まず全国の自治体で4割ということなんですが、もし分かれれば県内の状況はいかがですか。

古屋総務部次長兼人事課長 県内は若干高くて、現在10市が条例化しているということです。

大井淳一郎委員 説明のとおり自己啓発等という意味があるんですが、具体的にどういった、例えば大学等課程への履修というのがありますが、公務に関連している資格に限るのか、必ずしもそうでなくて、本人の意向によって進む具体例みたいなものが、県内の状況もあるということですのでそちらで把握しているものを教えてください。

古屋総務部次長兼人事課長 要件といたしましては、あくまでも公務に関する能力の向上ということが要件にはなります。一定の資格を取るとか資格というものじゃなくても、何か知識や技術を身につけて、そして復職して、それをどのように公務に生かしていくかということになると思います。例えば、市民病院で看護師が助産師の資格を取ろうと思った場合に、看護師を取るのに3年学校に行かれて、助産師を取ろうと思ったら1年大学の専攻科に行く必要がありますので、今の状況だと、一旦辞めて、資格を取ってまた受け直すことになるんです。こういった休業条例

を入れますと、これを活用できるというところもありますので、そういった活用ということになります。ただ大学に在学する必要がありますので、通信などで取るということではないということです。

松尾数則委員 この制度を始めたというので少しびっくりしているんです。いろいろ視察に回っても、こういう制度を利用されて、そこの部署が非常に充実した状況になっているのを見てきました。その中で、例えば、報酬はどういう形で調整する手段があるのか教えてもらいたいと思います。3年たった後の話です。

伊場勇委員長 3年もしくは、戻って来られたときということですね。お願いします。

福田人事課課長補佐兼人事係長 こちらの自己啓発休業を取られた休業の期間は給料支給をしないということになっておりますけれども、職務に復帰した場合は、国際貢献活動等であれば、100分の100以下ということで、100%見ることができるということです。修学のための休業等であれば、50%以下というようなものがございます。どの程度公務に貢献できているかということで休業しているという個別事案、具体的な事案で異なっている場合もございますけれども、基本的には国際貢献活動であれば、100分の100で、修学であれば、100分の50以下という形での給料の調整をするというような形になっております。以上です。

岡山明委員 自己啓発という話が出てはいるんですけど、市として、どういう方が自己啓発で休業されるのか。なおかつ、退職金の話も出ていますよね。そういった意味ではそういう退職金が該当するような事例、今まで実績あったかどうか、その辺をお聞きしたいんです。

古屋総務部次長兼人事課長 このたび新たに条例をつくるということで、本市

においては今まで取れなかったんですけれども、この自己啓発休業で休業を取ると、給料が出なくなるので、国においても年間十数名ぐらいしか取得がない、若干ハードルが高い休業ということにはなっております。ただ、本市は人材育成にも力を入れておりますので、もしそういう高い志を持って、自己啓発休業を取りたいという職員が現れた場合、やはり取れる環境を整備しておきたいということで条例の制定をするということになります。

岡山明委員 今回の延長線上的の話ですけど、民間の場合は研修で一週間とかで参加する事が結構あるんですよ。市としては一週間程度の自己啓発を兼ねたような自分の資格を取るための研修会とか、今回の自己啓発の休業で一週間程度の部分は認められるかどうか、それをお聞きしたいんです。

古屋総務部次長兼人事課長 職務専念義務免除というのがありまして、そういったものの中で研修を受ける場合というのもありますし、公務上必要なものは当然職務命令で研修にも行っていただくということになりますので、研修の内容によって判断していくようにはなろうかとは思いますが。

岡山明委員 もう一度確認するんですけど、市が認めるかどうかという判断をされているんですけど、今までは、例えば一週間とかそういう自己啓発で研修したと。それは今までは、認めてなかったという状況なんですか。今回の分で初めてそういう条例ができるような形なんでしょうけど、その辺はどうなっていますか。

古屋総務部次長兼人事課長 今までそういう自己啓発で、例えば特休とか職免を取りたいという職員が——恐らくそういう申出がなかったと思います。先ほども言いましたが、職務に関連することであれば当然職務命令で行っていただきますし、短いようなものであれば、年休等を活用して行っている職員もいるのかなとは思いますが。内容によって、そういった制度がもし適用できるのであればしていくようにはなりますけども、今ここ

に出しております自己啓発休業というのは、もっと長いスパンでのということになります。今はそういった状況です。

笹木慶之委員 条例の附則の中で、施行期日を書いてありますよね。公布日が4月1日ということなんだけど、令和6年1月1日から施行するということになっていますよね。ただし、これについては準備行為という規定が付いているわけで、これについて少し説明してください。

古屋総務部次長兼人事課長 この条例の施行自体は来年の4月からということにはなりますが、ただそれまでに、例えば来年の4月からいきなり自己啓発休業を取りたいという方がいらっしゃる場合は、その前から申請等ができるというような意味でございます。

笹木慶之委員 新たな条例を制定するということなんですが、細部については先ほど口頭での説明がありましたが、やはり規定等の整備をされないと、実際、運用ができないと思うんだけど、どのようにお考えでしょうか。

古屋総務部次長兼人事課長 この条例を可決いただきましたら、取扱基準を定めていこうと思います。もうつくっているんですけども、例えば、取れる期間というのが、新入職員がいきなり取るということもおかしな話ですので、例えば、在職期間が3年以上あることとか、あと休業して何か資格等を取得して復職して、どのように生かしていくかということがあるので、復職した後に5年間勤務する予定があることとか、あと休業の申請というのは、いきなり来月から行きたいと言われても調整できませんので、少なくとも3か月前には申請をしていただきたいとか、そういった細かい基準というのは別に定めることになります。

笹木慶之委員 そこで私も及ばずながら申し上げるんだけど、先ほどの条例の準備行為があるんですよね。ところが、その準備行為以外の手続がやはりおろそかになると、先ほど実際におられないということをおっしゃったも

のの、制度を運用する以上はやはり整備をしないといけないと思うんだけど、どのようにお考えですか。やはりしっかり制度をつくった上で、実行させないといけないと思いますが、その点についてお尋ねします。

古屋総務部次長兼人事課長 先ほど言いましたが、もう基準をつくっていますので、可決いただきましたら職員にQA等も配って、準備行為が1月からできるようになっておりますので、しっかりと周知を図っていきたいと考えております。

大井淳一郎委員 細かい規定があるということです。3か月前ということをおっしゃられました。確認ですが4月1日からということではなくて、例えば、条例が施行されたら随時3か月前という要件をつけながらも受入れをして、承認をすれば、これは4月1日というわけではなく、いつでもということですね。10月でも6月でもあり得るということですよ。

古屋総務部次長兼人事課長 そうですね。どこから始まるというのはありません。いろいろな調整をしないといけませんから、できるだけ早く相談していただきたいんですが、最低でも3か月前ということです。どこからというのは特にありません。

森山喜久副委員長 平成19年に地方公務員法が改正されたということです。改めて、なぜ今なのかということをお説明してもらえますか。

古屋総務部次長兼人事課長 本来、法律ができれば条例化するというのが、本来の筋かなと思うんです。ただ、あまり活用がないとか、適用がないものは条例化していないようなものも実際にはあります。先ほども言いましたが、全国の市でも大体4割ぐらいしか条例化してないというのがあります。本市においては、人材育成も力を入れております。先ほど看護師が助産師にというような例も挙げています。そういった声があったというのも要因の一つではございますので、遅ればせながらではござ

いますが、条例を制定したいということです。

森山喜久副委員長 要はニーズが出そうだと。そういう気配を感じ取ったので、このたび条例を制定しようという動きになったということではないですか。

古屋総務部次長兼人事課長 はい、そうですね。病院局からそういった声も聞いておりましたので、プラスして人事課としても人材育成をしっかりとやっていこうということでの条例制定ということです。

森山喜久副委員長 先ほど、無給であると。復職時に昇給調整があるということで、第10条で、100分の100と100分の50以下という2とおりが示されていると思います。100分の100については、先ほどの答弁では国際貢献のみと聞こえたので、その辺もう一度教えてもらえますか。

福田人事課課長補佐兼人事係長 復職時の調整につきましては、国際貢献活動、大学等における修学のための休業で、職員として職務に特に有用であると認められる場合は100分の100と。それ以外の修学のための休業については100分の50以下という形になっております。以上です。

森山喜久副委員長 その中で、職務に特に有用であろうという判断は、具体的にはどういったものが職務に有用であると判断するのか。

古屋総務部次長兼人事課長 これはもう、個別に判断していくしかないと思います。自己啓発などで、もちろん本人のためというのがありますが、市としてもというのがあります。例えば、先ほど例を挙げましたように、看護師が助産師の資格を取られるということで、助産師はなかなか募集しても来ないということがあって、市としても当然取っていただきたいというようなものであれば、100%換算というようなこともあろうかと思えます。個別の事由によって判断していく。それを事前に判断して

取られる前に、取られた場合はこうなりますよとお示しするようにはなろうと思います。

森山喜久副委員長 助産師の件は、具体的な事例として分かるんですよね。ただ、市の一般的な行政事務職では何か具体例的な部分を考えていらっしゃるかどうか、その辺教えてもらえますか。

古屋総務部次長兼人事課長 どういうものがあるのかというのはありますが、基本は50%と考えておいていただきたいと思います。よほど、これは復職して役に立つというようなものが100%換算されるということです。

森山喜久副委員長 あと、やはり人材育成に力を入れているということで、そういったことを勉強してもらおうというのは非常に有益なこととは思っています。その一方で、人員が不足しているということで、今正規職員が足りていません。その中で、会計年度任用職員などで補っているところもあると思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

古屋総務部次長兼人事課長 この自己啓発休業を取られれば、期間にもよりますが、当然代替の職員を充てていくようになろうかと思っています。たしかに、職員数が足りていないというのもありますけど、ちょうど今年度から定年延長制度が始まりました。今年度末の定年退職者はいらっしやらないということになりますけど、定員管理計画上は、定年退職者がいない年においても、一定の職員数を採用していくということにしておりますので、今後しばらく正規職員数は増えていくのかなというところもございます。そういったものの中での調整はしていきたいと考えております。

森山喜久副委員長 人事課としては、自己啓発休業を活用してやっていく部分はぜひ行ってくださいと、そういうスタンスで心構えをしているという

ことですかね。

古屋総務部次長兼人事課長 あくまでも目的が重要でございます。大学に行っていないので行ってみたいとか、そういった理由では駄目ですから、何のために大学に行くのか、資格を取るのか、何か技術や知識を得て、そして復職して、それをどう生かしていきたいのかということがしっかりしておけば、できるだけ意を組むような方向で調整していくということです。

辻村総務部長 先ほど行政部門でニーズがあるかという質疑で、例えば、大学院に行くことで、技術の専門職など、今の時点からさらに技術を深めたいということも考えられるのかなと思いますけど、これもその場に応じた状況というところであります。

伊場勇委員長 そのほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第79号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。それではここで休憩を取りたいと思います。10時10分から再開いたしますので、よろしく申し上げます。それでは休憩いたします。

午前10時 休憩

午前10時10分 再開

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開いたし

ます。次の議案は、議案第91号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更についての審査を行います。執行部からの説明を求めます。

高橋建設部次長兼大学推進室副室長 それでは議案第91号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更について説明いたします。これは、山陽小野田市立山口東京理科大学に令和6年4月1日に、工学部に新たに「医薬工学科」を設置することを令和5年7月24日付けで文部科学省に提出し受理されたこと、また、令和6年4月1日に山陽小野田市立山口東京理科大学大学院に「薬学研究科薬学専攻」を新設することが令和5年9月4日付けで認可されたこと、また、同じく令和6年4月1日に工学研究科に「数理情報科学専攻」を新設することが令和5年9月20日付けで受理されたことに伴い、公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めた中期目標に記載しております教育研究組織に「工学部医薬工学科」、「工学研究科数理情報科学専攻」、「薬学研究科薬学専攻」を追加する必要があるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。なお、同項の規定により、中期目標を変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴く必要がありますので、市の附属機関である山陽小野田市公立大学法人評価委員会に諮問した結果、令和5年10月19日付けで、案のとおり変更することが適当であると認められると答申を受けております。また、中期目標の変更日につきまして、中期目標の変更が議会におきまして可決されましたら、当該中期目標を公立大学法人にお示しし「工学部医薬工学科」、「工学研究科数理情報科学専攻」、「薬学研究科薬学専攻」の具体的な目標や指標等を定めるために中期計画の変更を行っていただき、市長宛てに認可申請を行っていただくこととなります。中期計画の変更と認可につきましては、令和6年3月31日までに行う予定とし、一定期間を確保するために中期目標の変更日につきましては令和6年1月1日としております。続きまして、変更箇所について説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。表の左側が変更

後、右側が変更前となっております。「第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織」の「2 教育研究上の基本組織」の「(1) 学部」の表に工学部の既存4学科の下に「医薬工学科」を追加しております。次に、「(2) 大学院研究科」の表に「工学研究科数理情報科学専攻、修士課程」と「薬学研究科薬学専攻、博士課程」を追加しております。第2期の中期目標は、市長が令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間において公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めるものです。具体的には、「業務の質の向上に関する事項」、「業務運営の改善及び効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」等の事項を定めております。この中期目標を達成するための目標や指標等につきましては、公立大学法人が作成する中期計画や年度計画に定めていただくこととなります。この中期目標の変更が議会で可決されましたら、中期目標を公立大学法人にお示しし、公立大学法人に「工学部医薬工学科」、「工学研究科数理情報科学専攻」、「薬学研究科薬学専攻」を反映した中期計画に変更した年度計画が作成されることとなり、「工学部医薬工学科」、「工学研究科数理情報科学専攻」、「薬学研究科薬学専攻」の具体的な目標や指標等が示されることとなります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

白井健一郎委員 ちょっと曲がった聞き方になりますけどお許してください。私、今年の9月か10月ぐらいに、山口東京理科大学で、この新しい数理情報科学の大学院の授業内容と伺いますか、教授や准教授、講師の方々が1人20分ぐらいで、いろいろプレゼンしていただいたのを聞いて大変感銘を受けました。このパンフレットに載っている「研究。それは専門領域の「TEPPEN」に挑むこと」と、非常に志の高いことを掲げていらして、非常にうれしく思っております。ただ、ここで私が聞きたいのは、数理情報科学科ですから、特にその説明会でも、数学の重要性ということについておっしゃっていたんです。数学は積み重ねの学問だ

と思うので、私が特に思うのは優秀な学生の方々が、大学院に行く方々はいいんですけれども、大学1年生、2年生のときに、数学が分からなくて、つまづいてしまう学生がいなかどうかというのを非常に危惧しております。この山口東京理科大学の中期目標第2の「教育研究等の質の向上に関する目標」の中にも、「学生への支援」というのがありますけれども、その生活支援だけじゃなくて、実際に授業についていけない学生たちに、どう支援するかということが載っております。そのことで質問があるんですけれども、大学に入ってから、大学の役割としていいんですが、私が考えているのは、高校と大学の連携です。私の頃の大学受験というのは、ほとんどの学生が、1月、2月、3月の一発勝負の試験でした。ですから、皆さん大学に入る直前までは勉強していたわけです。今の推薦入試やAO入試など見ますと、むしろ年内に決まっているほうが多く、あと数か月間の勉強をサボってしまうと。例えば、数学だったら微積分など、あの辺りがどうしても手抜きになってしまって、入学してから授業についていけないのではないかという心配があります。ここで質問ですけれども、その高大連携、高校と大学の連携で、例えば、もう山口東京理科大学に入学が決まった学生に対して、入学前あるいは入学してからの勉強面でのサポートというのが、具体的にどこまで行われているのかお聞きします。

伊場勇委員長 大学の内部のことで、議案の内容との関連のところもごさいますけれども、大学推進室で答えられますか。

大谷建設部長兼大学推進室長 ただいまの御質問でございますが、大学に入学する前については、市で確認しておりません。ただし、大学に入った後については、大学の中で、先輩方からのアドバイスとか、授業をどうしたらいいとか、あと、先生方が付かれて何人かを担当されているなど、入学してからは、ついていけない学生の指導等はされているとお聞きしております。

白井健一郎委員　そうあれば望ましいんですけども、実際に数学や物理などが分からなくて、例えば中退してしまうとか、ドロップアウトすると。もうそうなってしまうと何のために頑張ってきたんだろうと、そういうことが無になってしまいますから、やはりその辺のフォローアップは丁寧にしていただけたらいいと思います。

大井淳一朗委員　この中期目標の変更について、評価委員会がされたということですが、評価委員会の中で、どのような意見があったかお答えできる範囲で答えていただければと思います。

大坪大学推進室主査　中期目標を評価委員会にかけさせていただいたときは、やはり学生数が増えていくというところで、今後も福利厚生等しっかりやっていただきたいというお話を伺っております。大学にもその旨をお伝えしております。

岡山明委員　今回、中期目標ということで、令和4年度から令和9年度までという話がありました。今回、数理情報科学科ができて、また来年度には医薬工学科も増えるという状況において、その途中で中期目標の変更をするということで、当然市も関わっていると思います。大まかにどういうふうに変ったかお聞かせいただければ助かります。

尼崎大学推進室主任　今回の変更は、議案に記載しております教育研究組織の学部と、あと大学院研究科の記載のみとなっております。中の内容については、このたび特に変更はいたしておりません。

岡山明委員　今回の中期目標の部分に関しては、組織の変更だけということではよろしいですか。

尼崎大学推進室主任　おっしゃるとおりです。

高橋建設部次長兼大学推進室副室長 今の質問で、補足説明させてください。

先ほど議案説明の中で読み上げはいたしました。このたびは、大きく三つの課程が新しくできるということです。具体的に言いますと、工学部の中に、今四つの学科がありますが、五つ目の学科として、医薬工学科ができるということ。それから、工学研究科、数理情報科学専攻というのは、工学部に今数理情報科学科がありますが、これの大学院としてイメージしていただけたらと思います。それから、三つ目の薬学研究科薬学専攻、これにつきましては、薬学部は1学科ですが、これは今6年制になっております。6年制というのが、通常の学部プラス修士の2年という考え方が一般的にありますので、6年を卒業されて、次にもう一段階上に行かれるときの博士課程、これが4年間あるという意味の薬学専攻として考えていただけたらと思います。以上です。

笹木慶之委員 私が理解できてないのかもしれませんが、改めて手続についてお尋ねしますが、このたびの大学の中期目標の変更についてという議案審査ですよね。議案そのものにして明記されているんだけど、これは皆さん理解できますか。そういう資料というか、何かに基づくものは何かないんでしょうか。

伊場勇委員長 この根拠となるものを示していただきたいということですか。

笹木慶之委員 あえて言いますけどね、先ほど部長あるいは次長から説明がありました。しかし、論理的にきちんと整理されたものが理解できないと、口頭で言ってもなかなか分からないと思うんだけど、皆さん分かりますか。ほかの資料が何かありますか。何もないでしょう。だから、結論的に言えば、ただ単純に、この条例の第1号か何かを、ただ変更しますということだけの報告しかないわけですよ。これは大学でしっかり議論されたものものが、いわゆる議案としてされたと思うんだけど、その内容がよく分からないと思います。ただ、この中で参考資料が少し出ていますけど、これはそれとはちょっと違う部分で、つかみにくい面があり

ます。だから、私が思うのは、この変更に関係した議案審査のできるものを示してもらいたいと思いますがどうでしょうかね。

伊場勇委員長 今回の笹木委員の質疑ですが、まずこの学科が増えますよと。そして大学院の研究科の項目も増えますよと。その根拠となっているものは、大学で協議されて決定したものがあって、それを市に、こういった条例を変えないといけないということの報告を受けて、改正に至っているというところなのではないでしょうか。それ以外に何かあるんですか。

大谷建設部長兼大学推進室長 今、委員長がおっしゃられたとおり、大学の組織に関わることでございますので、大学の中で、審議会、また理事会等々を開催されて、文部科学省等に申請をされて受理をされましたということです。この中期目標には、医薬工学科等の学科等が反映されておりましたので、それを受けて今回、中期目標の変更をさせていただくということになります。今、笹木委員がおっしゃられたとおり、これは変更後、変更前しか載っておりませんので、その過程等が特に載っていません。ここで口頭だけの御説明で御審査していただいているということでございますので、その過程等も必要ということであれば、また今後、いろいろと新しい学部も検討しておりますので、その際には資料等を審査資料として提出させていただければと思います。

笹木慶之委員 これは大学運営の問題と、いわゆるこの議案としての執行部としての、制度上の問題があるわけだけど、それがなかなか絡まない部分があるんですよ。だからやっぱり今後においては、もう少しきちんと整理された説明をされないと、議案第91号そのものの存在が薄れてくるように思います。私が理解できないのが、そちらに問題があるかと思いますが、やはり改めてそういったものをしっかり固めてほしいなと申し上げておきます。

伊場勇委員長 大学院を希望される方は、定数もあると思いますが、多いと

思うんです。報告書にあったのが博士後期課程というところには志願者がいないという評価が出ていたんですね。それについて大学も年度計画をしっかりと考えてやっていくというような、評価選定委員会でも取り組んでいただきたいというような意見がございましたが、それについては大学推進室でどの程度把握しているんですか。事務局であるということなんでしょうけれども、その点はどうですか。少し議案に関わるかなと思って聞きます。

大坪大学推進室主査 このたび、薬学部の薬学専攻に対する希望者が大学からいるかどうかお尋ねしたところですよ。今6年生は103人か102人いらっしゃるんですけど、そのうち2人が大学院に行きたいという希望をお持ちだということはお伺いしております。

伊場勇委員長 それが多いのか少ないのか。その計画に沿っているのかどうかというところはどうなんですか。

高橋建設部次長兼大学推進室副室長 理系の大学ですので、大学院に行かれる方はどこの大学も基本的に多いんですが、山口東京理科大学の先生と一度お話ししたときに、ほかの国公立大学の理系学部、工学部で比較しますと、大学院の進学率がほかの公立大学よりも少し低いので、今からその進学率を上げていくのが課題だとおっしゃられたのが一つです。それから博士課程につきましては、工学部では修士課程2年の後にプラス3年行きますので、学者になるための課程を学んでいくというのが一般的です。多分社会の問題だと思いますが、今、ポストク問題というのがありまして、博士課程をせっかく取られても、正規雇用の就職がなかなか難しい。すごい学問を修められているのに、社会がなかなか必要としない状況もあると私は理解しております。その辺を学生は見ながら、本当に大学院を終えられて、博士課程まで行く必要があるのかどうかというのを考えられた上での結果、数字があまり多くないんじゃないかなと捉えております。

松尾数則委員 この内容と若干ずれるかもしれませんが、博士課程の話が出たんですけれど、例えば薬学専攻で博士課程の定数というのは何か先生の関係であるんじゃないかという気がするんですが、どうでしょうか。

大坪大学推進室主査 薬学部の博士課程は、定員が5名となっております。

伊場勇委員長 そのほか、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第91号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成により本件を可決すべきものと決しました。それでは今から暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前11時10分 再開

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして総務文教常任委員会を再開いたします。審査日程においては、次は議案第85号となっておりますが、審査内容7番目については請求した資料の関係がありますので、先に審査内容8番、議案第83号物品の購入についての審査をいたします。それでは執行部からの説明を求めます。

原田文化スポーツ推進課長 文化スポーツ推進課より、議案第83号物品の購入について御説明申し上げます。お手元にお配りしております資料を御

覧ください。現在、市民体育館アリーナ内の照明器具は水銀灯を使用していることから、体育施設利用者の利便性向上を目的として、このたびLED灯108台、照明制御機器として、親機1台、子機6台、リモコン1台を購入するに当たり、購入価格が税込み2,475万円になりましたので、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものがあります。なお、物品の入札に当たり、物品の調達等競争入札参加有資格者名簿掲載事業者のうち、営業種目が電気通信機器類の家庭機器に登録のあるものの中から、5者を指名し10月27日に仕様書を配付、11月14日に入札を行ったところ、4者から応札があり、最も安価な価格を提示した合同会社守谷商事と契約に係る協議を終えたところです。今後は、当議会において可決されましたら、本契約を締結の上、来年3月15日までの間で、物品の購入及び交換を終えたいと考えております。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしく申し上げます。

伊場勇委員長 資料がついておりますが、この資料についての説明はいいですか。（うなづく者あり）頂いている資料について、もう御確認いただいていると思いますが、それも含めて質疑に入りたいと思います。

大井淳一郎委員 このたびの物品の購入ですが、LEDの球だとかだけではなくて、関連の電気工事そういったものも全部含めてこの額という理解でよろしいでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 そのとおりでございますが、大きな電気工事、分電盤の交換などの配線等は特に必要ないということでございますので、あくまでも電気器具の交換ということで、物品として計上しております。以上でございます。

大井淳一郎委員 相場が分からなくて恐縮なんですけど、電球の交換だけで、これぐらいの額になるというのがちょっと分からないんですけど、要は、基

盤というか、水銀灯の球を変えるだけじゃなくて、多分水銀灯のシステム、基盤になるものも全部取っ払ってLED対応にするということで、費用がかかっているという理解ですよ。

原田文化スポーツ推進課長 はい、そのとおりでございます。

大井淳一郎委員 LEDと水銀灯の場所というか、そういったものに何か変化があるんでしょう。LEDになって数が増えたとか、そういった数の内訳について教えてください。

原田文化スポーツ推進課長 照度計算を行っていただいたところ、今現存の施設は108基でございますが、それと変更がない状態で設置することといたしました。以上です。

大井淳一郎委員 学校の体育館でも最近LEDに換えてもらって、それで調光というか、明るくしたり、暗くしたりというのも微調整ができていたんですが、このたびの市民体育館もそのような形でよろしいでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 はい、そのとおりでございます。今までは水銀灯でございましたので一括してつけるのみだったんですが、分割して消灯するなど、それらの照度調整を含めてできるようになります。以上です。

岡山明委員 今の話の延長線上なのですが、今回LEDの照明ということで、今までの水銀灯と違いますね。そうすると、その料金の部分、ランニングコストは、例えば1年間における予算としてどのぐらい削減できるか教えていただきたい。

原田文化スポーツ推進課長 一般的には、6割程度削減できるのではないかと、ということが言われておりますので、かなり削減できるものと見越しております。以上です。

森山喜久副委員長 水銀灯の照明からLEDに切り替えるという部分で、実際、その一か所変えるのに、どれぐらいの時間がかかるという予想でしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 1か所というか、108基あります。108基全て交換します。市民体育館につきましては、キャットウォークがございいますので、足場等の組立ては必要なくて、物品さえそろえば一、二週間もあれば、全て交換が終わると聞いております。

森山喜久副委員長 交換の時期は2週間程度休館して交換するというイメージでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 はい、そのとおりでございます。

森山喜久副委員長 例えば、事前に利用者の方々には、交換するという事で、この期間からこの期間は使えないという周知をするという理解でいいですか。

原田文化スポーツ推進課長 今最終的に事業者と調整中ではございますけれども、既に予約が入っておりますので、大きな大会を除いて1週間程度、影響ができるだけ少ない時期に交換をしたいということで調整させていただきます。

岡山明委員 今回、水銀灯からLEDへ替えた趣旨といたらおかしいんですけど、水銀灯を使った期間はどれくらいですか。例えば、ほかの施設もあると思うんですよ。小・中学校もあるという状況で、今回体育館が交換した時期的な問題、なぜ体育館が交換することになったのか、そういういきさつもあれば話を聞きたいです。

原田文化スポーツ推進課長 これにつきましては、市全域でまだまだ水銀灯電灯を使用している施設が多いということで、各施設から要望がかねてからございました。市民体育館におきましては、昭和62年の竣工以来、水銀灯電灯を使ってまいりまして、このたびLED化をする施設となりました。そのほかも、今年度から、企画課の指導によりまして、各施設、特定財源が見込めるものから、随時工事を進捗するようという指導がございましたので、文化スポーツ推進課におきましては、まずは市民体育館の整備に取りかかったところでございます。今後、引き続き来年度も計画がございますし、ここ5年程度で市の施設における水銀灯をLED灯に交換していく予定としております。以上でございます。

大井淳一郎委員 説明資料を見ますと施設のアリーナ、トレーニング室、会議室ほかとありますが、この体育館の中のトイレも含めて全てLED化ということでよろしいでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 今回の照明器具に関しましては、アリーナ内のみの交換となっております。ですので、今ありましたトレーニングルーム、会議室、トイレに関しましては、今までどおりで、蛍光灯がほとんどでございますので、蛍光灯の使用のままです。将来的には備品等で購入をさせていただいて交換していく所存と考えております。以上です。

森山喜久副委員長 照明制御機器、親機1台、子機6台というのは、これはもともとあるものなんですか。

原田文化スポーツ推進課長 今までは特にございませんでした。水銀灯ですので、つけるケースのみでございましたけれども、それらを細分化、先ほど申しました照度計算に基づいて、照度の明るさ調整が一基ずつできますのでそれらを含めた設置でございます。

森山喜久副委員長 照度計算の関係を調光するという形の分で、それぞれ子機

6台を設置、親機1台、それで、リモコン1台で制御できるということ
でよろしいですか。

原田文化スポーツ推進課長 はい、そのとおりでございます。

伊場勇委員長 そのほか質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それ
では質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第83号、
物品の購入について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めま
す。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。第83号
は終わります。この後のことについて申し上げます。先ほど、議案第8
5号のことについても触れましたが、先般、請求をしている資料につい
て、まだ、手元にそろっていない関係も含めまして、12月6日の午後
1時から、議案第85号、86号、87号の指定管理について行いたい
と思いますので、よろしく願いいたします。それでは本日の総務文教
常任委員会については散会といたします。お疲れさまでした。

午前11時25分 散会

令和5年（2023年）12月4日

総務文教常任委員長 伊 場 勇